

第71回全国労働衛生週間を迎えて

職場環境を見直して、より一層の労働衛生管理活動を



名古屋北労働基準監督署署長 柳澤 隆文

いて、1年間猶予された中小事業主にも適用されています。

化学物質による健康障害を防ぐためには、安全データシートにより把握した危険有害性についてリスクアセスメントを実施して、その結果に基づく対策が必要です。また、危険有害性が不明であることは、その化

3・5%増の88人でした。この4年とも、愛知県内で発生したもののうち約20%が当署管内で発生したものとなっています。

令和元年の88件中、傷病

分類別で最も件数が多いのが負傷に起因する疾病です。67件あり、そのうちの54件が災害性腰痛です。

業者に、長時間労働に対する医師による面接指導の実施が規定されています。

新型コロナウイルス感染症の影響がまだまだ懸念されるところですが、感染症の拡大防止に配慮しながら、会員の皆様の事業場において、この全国労働衛生週間を契機として、職場環境等を見直していただき

日頃より、労働衛生対策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昭和25年に始まり、今回

で71回目となる令和2年度の全国労働衛生週間が、「みなおして

職場の環境からだの健康」をスローガンに、10月1日から7日まで全国一斉に実施されています。

令和2年においてもすでに20件以上の災害性腰痛が発生し、熱中症による重篤な事案も発生しているほか、化学物質による中毒事案も起きてています。

また、令和元年の定期健診診断結果において、有所見率は59%あり、愛知労働

上疾患の状況をみると、休業4日以上の被災者数は、4年連続で増加しており、令和元年は前年比3人、

主に運送業、製造業、商業、社会福祉施設等において発生しました。次に多いのが、熱中症で13件ありました。

こういった管内状況等を踏まえて、①過重労働による健康障害防止対策、②メンタルヘルス対策、③腰痛予防対策、④熱中症予防対策、⑤化学物質による健康障害防止対策、⑥石綿・粉じん障害防止対策、⑦治療と仕事の両立支援、⑧受動喫煙防止対策を重点とし

て、第13次労働災害防止推進計画の中間年度として取り組んでいます。

労働安全衛生法では、事務所に、長時間労働に対する医師による面接指導の実施が規定されています。が、その前提として、労働者の労働時間の状況が適正に把握され、適正に管理されていなければなりません。各事業場において、労働時間をどのように把握しているか、そして適切に管理しているか、まずは再確認をお願いいたします。

なお、今年4月からは、働き方改革関連法による改正労働基準法に規定された時間外労働の上限規制につ